

# 第1章

## はじめに

### 1 策定の趣旨

本県では、平成14年11月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、3回の改定※を重ねながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、様々な人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として差別紙片のばらまきや児童虐待などの人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

加えて、それぞれの人権課題で実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくためには更に連携を図る仕組みづくりが必要です。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン(第5次)」を策定するものです。

※ 平成18年3月、平成23年1月、平成28年3月

### 2 プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)第5条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」(平成14年5月策定)の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。

### 3 プランの計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間